



2026年7月17日

各 位

会 社 名 昭和ホールディングス株式会社
代 表 者 保全管理人 岩 崎 晃
(コード番号 5103 スタンダード市場)
問合せ先 保全管理人室
(TEL : 03-6222-7234)
(受付時間 : 月～金 (祝祭日除く))
10時から16時まで)

更生手続開始の申立てに関するお知らせ

昭和ホールディングス株式会社（以下「当社」といいます。）について、2026年7月17日付で、東京地方裁判所に対して会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされました。同日、同裁判所から保全管理命令が発令され、弁護士岩崎晃が保全管理人に選任されております。

これにより、今後の当社の事業の経営及び財産の管理処分権は、保全管理人に専属することになりますので、お知らせいたします。

1. 申立てに至った経緯

当社は、2026年7月17日付で、当社に対して損害賠償請求権を有すると主張するジェイトラスト・アジア・プライベート・リミテッドから、東京地方裁判所に対する更生手続開始の申立てを受けました。

2. 申立人の概要

(1) 所在

049319 シンガポール共和国 コリヤーキー20 #06-01 コリヤーキー20

(2) 名称

ジェイトラスト・アジア・プライベート・リミテッド

(3) 代表者

ディレクター 藤澤信義

3. 申立ての内容

申立人は、当社について更生手続開始決定を求めています。

4. 負債の総額

2,244,075,000 円 (2026年3月31日現在・単体)

なお、上記の金額は第125期の有価証券報告書に記載されたものであり、今後の調査等を踏まえて訂正される可能性があります。

5. 今後の見通し

現時点においては更生手続開始の決定がなされたものではなく、開始の可否については、今後、裁判所において審理・判断がなされる予定です。

以 上